

生駒市規則第14号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月31日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「34,400円」を「20,000円」に、「77,000円」を「78,000円」に改め、同項第2号の表中「34,400円」を「35,000円」に、「77,000円」を「78,000円」に改める。

第3条第1項中「様式第1号。」を削る。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。